主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西川金矢の上告趣意は、事実誤認の主張を出でないものであつて刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年九月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七